

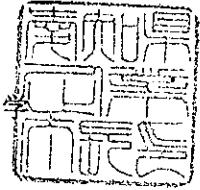
行政文書一部開示決定通知書

5企工調第 79 号

令和5年7月10日

名古屋市民オンブズマン 新海 聡 様

愛知県公営企業管理者企業庁長 金田



令和5年5月26日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和5年7月10日 午前 10時 午後
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	350円
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分
開示しないこととした部分	別紙のとおり	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり	
担 当 課 等	愛知県企業庁企業立地部工務調整課工務第一グループ 電話052-954-6695（ダイヤルイン）	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。

- 注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

行政文書の名称	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定並びに当該規定を適用する理由
令和2年1月31日付け会議状況報告書「岩倉川井野寄地区の埋文、廃棄物に関する調整会議」	個人のインシヤル及び個人とのやり取りに関する部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利権益を害するおそれのあるもの
	廃棄物の撤去に関する岩倉市と愛知県企業庁との検討内容に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第5号に該当 岩倉市の内部又は愛知県企業庁との相互間における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
令和2年3月2日付け会議状況報告書「岩倉川井野寄地区廃棄物処理に係わる旧地権者交渉（速報）」	個人の氏名及に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来るものが記録されているため
	個人とのやり取りに関する部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利権益を害するおそれのあるもの
	廃棄物の撤去に関する岩倉市の検討内容に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第5号に該当 岩倉市の内部又は愛知県企業庁との相互間における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

行政文書の名称	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定並びに当該規定を適用する理由
令和2年6月3日付け 会議状況報告書「岩倉川 井野寄地区 廃棄物処理 の旧地権者対応について」	個人の氏名 及び住所に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来るものが記録されているため
	個人とのやり取りに関する部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利権益を害するおそれのあるもの
	廃棄物の撤去に関する岩倉市と愛知県企業庁との検討内容に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第5に該当 岩倉市の内部又は愛知県企業庁との相互間における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
令和2年6月18日付け 会議状況報告書「岩倉川 井野寄地区 第3回事業 連絡調整会議について」	廃棄物の撤去に関する岩倉市と愛知県企業庁との検討内容に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第5に該当 岩倉市の内部又は愛知県企業庁との相互間における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

行政文書の名称	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定並びに当該規定を適用する理由
令和2年7月14日付け 会議状況報告書「岩倉川 井野寄地区 産業廃棄物 処理費用負担とスケジュー ールについて」	個人とのやり取りに関する部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利権益を害するおそれのあるもの
	廃棄物の撤去に関する岩倉市と愛知県企業庁との検討内容に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第5に該当 岩倉市の内部又は愛知県企業庁との相互間における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
令和2年11月19日付け 会議状況報告書「岩倉川 井野寄地区 廃棄物処理の 旧地権者対応について」	廃棄物の撤去に関する岩倉市と愛知県企業庁との検討内容に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第5に該当 岩倉市の内部又は愛知県企業庁との相互間における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
令和2年12月3日付け 会議状況報告書「岩倉川 井野寄地区 第4回事業 連絡調整会議について」	個人とのやり取りに関する部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利権益を害するおそれのあるもの
	廃棄物の撤去に関する岩倉市の検討内容に関する部分	愛知県情報公開条例第7条第5に該当 岩倉市の内部又は愛知県企業庁との相互間における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

会議状況報告書

報告者

令和2年1月31日

工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史

決
裁
欄

工務調整課長

主 幹

課長補佐
(工務G)

主任主査

主査

課長補佐
(用地・宅造資産G)

主査

主任主事

課長補佐
(企画調整第一G)

主査

主事

会議の名称	岩倉川井野寄地区の埋文、廃棄物に関する調整会議
日 時	令和2年1月29日(水) 10時00分から
場 所	企業立地部工務調整課 会議机大
出席者	岩倉市 企業立地推進室 水野専門員、澤井主任 工務調整課 用地・宅造資産G 平林補佐、谷主査、山内主事 企画調整第一G 尾関補佐、小島主事 工務G 野田補佐、森主任主査、伊藤(報告者)

【目 的】

- ① -1 産業廃棄物の市の撤去方針を確認すること。
- ① -2 産業廃棄物の撤去の確約方法を調整すること。
- ② 埋蔵文化財発掘調査の発掘残土の埋戻しに係る事務手続きと支払いの方法について確認すること。

【結 果】

- ① -1 産業廃棄物の撤去と土壌汚染調査は、企業庁が発注する造成工事の工程に影響がないように処理する。
- ① -2 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX なお、撤去等のスケジュールについては、早急に調整する。
- ② 今年度、発掘残土の埋戻しに係る覚書を締結する。また、令和3年度に負担金協定を締結し、市委託業務(埋文調査)に係る支払いとは、別々に支払いを執行する。

【内 容】

1 産業廃棄物の撤去について

(岩倉市)

令和2年1月28日に市長・副市長説明を行い、一旦市の発注にて廃棄物の撤去と土壌汚染調査を行うことので了承を得た。XXXXXXXXXX

今後も調整を継続していく。

(工務G)

了解。

(岩倉市)

了解。予算の関係で廃棄物の撤去を令和2年度と令和3年度に分けて実施する可能性がある。その場合、令和2、3年度の複数年で行う場合の案を提示させていただくため、工事工程との調整をお願いしたい。

(用地・宅造資産G)

条件上、複数年度に分けるのが難しそうであり、令和3年度で一部行うと造成工事の工程への影響も考えられるため、令和2年度の単年度で撤去することが良いのではないか。

(岩倉市)

一度検討して、後日報告します。

(用地・宅造資産G)

(岩倉市)

了解。

2 下田南遺跡発掘調査に伴う発掘残土の埋戻工事について

(1) 埋戻工事の覚書締結と令和3年度協定の支払方法について

(工務G)

発掘残土の埋戻工事については、工事発注前に覚書を締結し、令和3年度に負担金協定を締結する。また、市委託発注に係る支払いとは、別々に支払いを執行する。

(岩倉市)

了解。

(2) 仮置土のすきとり高について

(工務G)

埋戻工事の覚書と協定の対象としては、市の委託業務内では埋戻しが困難であり、企業庁発注の造成工事で行うことで作業が効率的となる範囲の土のすきとり、運搬、転圧等とする。具体的には、仮置土の高さが計画地盤高から30cm低い位置よりも高い場合にすきとることとする。

(これ以降は、岩倉市と工務Gのみの出席)

3 許認可事務について

(工務G)

【都市計画法第32条協議】

1月31日に市へデータ一式を送付。2月7日頃に協議書提出。2月14日頃回答予定。

【都市計画法第34条2協議】

2月20日頃に開発協議書提出。3月末頃協議成立予定。

(岩倉市)

尾張建設事務所建築課へ事前説明が必要である。

(工務G)

三河港工事事務所に指示する。

【大規模行為通知書、土壌汚染対策法、特定都市河川浸水被害対策法関連】

都市計画法第34条2に合わせて2月20日頃に届出予定。

4 その他

・整地計画高

(工務G)

整地計画高について、土地造成指針(平成30年6月)に基づき整理していることを資料に沿って説明。

(岩倉市)

了解。市の検討段階では、計画高をFH=7.00mとしていた。市の当時の委託先であった設計コンサルタント(玉野総合コンサルタント)からは、FH=7.00mであれば浸水はしないと報告を受けていたが、今回の資料で整地計画高(詳細設計ではFH=6.80m)が浸水実績及び浸水想定高以上であることが分かった。整地計画高の妥当性については、予備設計段階で整理しておいて欲しかった。

・電柱移転

(工務G)

開発区域北西部の排水路の切り回し位置を、開発区域内の緑地から開発区域外の道路敷へ変更したことにより、電柱の支障物件が増える可能性がある。その場合は、市道路管理者より支障移転依頼をお願いしたい。詳細な対象物件は後日報告する。

(岩倉市)

了解。現状、移転が必要なものは事前相談済みであり、今月中に正式に依頼をかける予定である。また、移転時期としては、令和2年7月頃からとなる予定である。

(工務G)

今回、追加となる物件については、別途依頼することを中部電力が把握できるように、図に表示して欲しい。

(岩倉市)

了解。

岩倉川井野寄地区の産業廃棄物撤去及び
下田南遺跡発掘調査に伴う発掘残土の埋戻について

- 1 産業廃棄物撤去について
 - (1) 市の撤去方針
 - (2) 撤去時期
 - (3) 土壌汚染調査時期
 - 2 下田南遺跡発掘調査に伴う発掘残土の埋戻工事について
 - (1) 埋戻工事の覚書締結と令和3年度協定の支払方法について
 - (2) 仮置土のすきとり高について
 - 3 許認可事務について
-
- 4 その他
 - ・ 整地計画高
 - ・ 電柱移転

会議等状況報告書

報告者

令和2年3月2日(月)
工務調整課工務グループ
主任主査 森 匡孝



決
裁
欄

課長



主幹



課長補佐
(工務G)



技師



課長補佐
(用地・宅造資産)



主査



主事



用務名

岩倉川井野寄地区廃棄物処理に係わる旧地権者交渉(速報)

日時

令和2年3月2日(月) 11時半頃

場所

工務調整課大机

出席者

(先方)
岩倉市企業立地推進室 水野専門員、澤井主任
(当方)
工務調整課(用地・宅造資産G) 谷
(工務G) 森(報告者)、伊藤









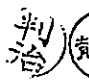











2/29(土)に行なわれた■■■■氏との交渉状況(速報)についてお知らせします。

【■■■■氏の意見】

【今後の予定】

・2週間以内(3/13まで)に再交渉をお願いした。

【■■■■氏の思い(市の意見)】

会議状況報告書		報告者	令和2年6月3日 工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史	
決 裁 欄	工務調整課長  担当課長  課長補佐 (工務G)  課長補佐  主査  技師  課長補佐 (用地・宅造資産G)  課長補佐  主事  			
会議の名称	岩倉川井野寄地区 廃棄物処理の旧地権者対応について			
日時	令和2年6月3日 (水) 9時30分から			
場所	自治センター12F 会議机大			
出席者	岩倉市建設部 中野専門監 企業立地推進室 岡主幹、澤井主任 企業庁工務調整課 用地・宅造資産グループ 谷課長補佐 工務グループ 麻生課長補佐、森課長補佐、伊藤 (報告者)			
<p>【目的】</p> <p>岩倉市は、産業廃棄物が確認された土地 () の旧地権者 ( 氏) に廃棄物処理費用の一部負担を求めており、旧地権者から面会したいとの連絡が市に入ったため、その状況について報告があった。</p> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none">   9月議会補正予算案を上程するには、7月20日の全員協議会に諮る必要があるため、 <p>【内容】</p> <p>(岩倉市)</p> <p>6月1日 (月)、市企業立地推進室長が旧地権者との話し合いにて、</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>				

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(企業庁)

[REDACTED]
(岩倉市)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
9月議会に廃棄物処理費用の補正予算を計上するには、7月20日頃に開催される全員協議会に諮る必要があるため、今月中に最終的な方針が決まる予定である。

(企業庁)

市の方針が決まり次第、報告をすること。

(岩倉市)

了解。

以上

会議状況報告書

報告者

令和2年6月18日

工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史

決
裁
欄

工務調整課長



担当課長



課長補佐
(工務G)



課長補佐



主査



技師



課長補佐
(用地・宅造資産G)



課長補佐



主事



課長補佐
(企画調整第一G)



主査

主事



会議の名称 岩倉川井野寄地区 第3回事業連絡調整会議について

日時 令和2年6月18日(木) 13時30分から

場所 自治センター12F 会議机大

出席者 別紙のとおり

【目的】

事業スケジュールの確認と事業進捗状況の確認。

【結果】

○工事説明会は、以下の通り開催する。

(野寄町) 令和2年7月18日(水) 19時00分から20時00分

(川井町) 令和2年7月19日(木) 第1回 17時30分から18時30分
第2回 19時00分から20時00分

○都市計画法第34条2について、6月中に許可が出る見込み。

○企業への分譲案内は令和2年10月、内定は令和3年5月、先行契約は令和3年8月。

○旧市道分の無償譲渡完了時期は令和3年5月頃になる見込み。

○造成工事は、大興・渡邊特定建設工事共同企業体と令和2年5月26日に契約締結。

(工期：令和2年5月27日～令和5年1月31日)

○埋蔵文化財発掘調査は、現地調査は予定通り今年度中に完了する見込み。

○産業廃棄物の撤去・処理は、令和3年6月末までに行う。

○(都) 岩倉西春線の工事は、遅くとも令和4年度中に完了する。

○地区外の水道管工事については、令和2,3,4年度の3か年で行う。

【内容】

1 令和2年度 構成員の紹介

別紙、令和2年度岩倉川井野寄地区事業連絡調整会議構成員のとおり。

2 開発スケジュールの確認

別紙、スケジュール表のとおり。

3 報告事項及び調整事項

(1) 企業庁造成工事について

【三河港工事】

・工事説明会について

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針、会場の規模及び過去の関連説明会の出席人数を踏まえ、以下の通り開催する。

(野寄町) 令和2年7月18日 19時00分から20時00分

(川井町) 令和2年7月19日 第1回17時30分から18時30分

第2回19時00分から20時00分

説明会で使用する想定質問案を作成したため、ご意見があれば後日も含めてご意見をいただきたい。

・許認可事務等

都計法第34条2の申請を、尾張建設事務所建築課に申請中であり、6月中には許可が下りる予定である。その他、手続きは完了している。

造成工事の契約後、埋蔵文化財発掘調査の受託者である(株)アーキジオと今後のスケジュールや搬入路等について、現地にて打合せを行った。

埋蔵文化財発掘調査で使用している遺物整理作業所の範囲と造成工事にて拡幅予定の市道南687号線の範囲が重なっている為、現地測量後、工事の時期や詳細な範囲について協議していきたい。

【岩倉市】

了解。

【工務G】

開発区域内の通行止めはいつから、どの範囲で行う予定か。

【岩倉市】

区域内の道路は、令和2年3月末に廃道済あり、今後、警察への届け出と通行止めについて地元周知を行う。(8月に地元回覧に掲載し、現場が整うのが9月を想定。)

【三河港工事】

説明会后、地元周知後に区域内全路線を通行止めとする予定。ただし、市道687号線については、整地工事及び埋蔵文化財発掘調査の動線として使用する。一般車両については、看板等で通行止めを周知する。

【工務G】

埋蔵文化財発掘調査の掘削残土埋戻しの協定書の時期を7月頃としているが、調査内で掘削した仮置土のすき取り前に締結する予定があるため、造成工事のスケジュールを考慮して調整していきたい。

【岩倉市】

了解。

【岩倉市】

どちらも野寄排水機場への排水となるのか。

【三河港工事】

基本はそうだが、放流先が確保されるまでは、既設水路にポンプアップして排水することも考えている。

【三河港工事】

工事の搬入路は西側道路とすることは、野寄区長の了解を得たという事か。区域北側にある運送会社には別途説明するが理解は得られそうか。

【岩倉市】

運送会社は、北側に入口があるため、搬入路については問題ないと思う。

【三河港工事】

了解。後日、別途説明に行く。

(2) 用地契約について

【宅造 G】

昨年度、用地一括契約が完了した。

旧市道分の無償譲渡は令和 3 年度になるということか。

【岩倉市】

そうである。おそらく 3 月議会にあげることになるため、事務手続きの時間を考慮するとそうなる見込みである。

【宅造 G】

区域内の支障物件（電柱）はいつ頃移設予定か。

【岩倉市】

先週、中部電力と現地打合せを行った。来週を目途に移設位置等の提案がある予定である。そのため、架空線を含めて移設時期は、9 月頃を予定している。

(3) 企業誘致関連について

【企業誘致課】

5 月に行った新型コロナウイルスに関するアンケートによると、3 割程度のエントリー企業が分譲申込について、申込みを検討する上で、新型コロナウイルスの影響があるとの回答であった。

分譲申込開始時期は令和 2 年 10 月、内定は令和 3 年 5 月、先行契約は令和 3 年 8 月頃を予定している。

【三河港工事】

申込企業の動向を踏まえて、市と協議した結果、区画割や乗入位置の変更がある場合は、早めに教えて欲しい。

【企業誘致課】

変更が出来る期限はあるのか。

【工務 G】

工事スケジュールによると思うが、現状の工事工程の予定はどうなっているか。

【三河港工事】

道路に埋設する排水路等の布設時期が令和3年7月頃だが、ギリギリでは対応できない。なるべく早く教えて欲しい。修正設計業務委託が必要になる変更の場合、設計の時間が必要なので申込開始時期ぐらいが限界となる。

【岩倉市】

分譲申込時期と排水路の布設時期を考えると、区画の変更は難しいのではないかな。

【工務 G】

南側区画の段差をなくすことや乗入口の変更は可能ではないか。

【三河港工事】

可能ではあるが、排水路の流下能力を考えると、排水先は2箇所のままとなる。

【岩倉市】

乗入口について、仮に隣接する2区画を同一企業が契約した場合でも、乗入口は各区画1箇所でもいいか。

【工務 G】

10月に配布する分譲案内にどう記載するかだと思うが。

【企業誘致課】

各区画1箇所とする予定である。

(4) 市関連業務について

・埋蔵文化財発掘調査の進捗状況

【岩倉市】

現状予定通り進捗しているが、予定していた箇所で2面の予定が1面だったり、その逆があったりしている。

【工務 G】

結果として、予定している面積よりも増えそうなのか。

【岩倉市】

増減を概算面積より想定すると、当初予定とほぼ同じぐらいになりそうである。

【工務 G】

調査は、道路下も行うのか。最初から予定していたか。

【岩倉市】

昨年度の調査結果を踏まえ、県教育委員会より調査するよう指示があった。周りの調査状況を踏まえて、道路下を行うか決める予定である。

・産業廃棄物について

【岩倉市】

令和3年6月までには処理の完了する予定である。

【工務 G】

【岩倉市】

【工務 G】

2箇所で廃棄物が確認されているが、

【岩倉市】

- ・(都) 岩倉西春線について

【岩倉市】

今年度については、国庫補助金の配分の関係で、当初予定していた範囲より狭い範囲となった。来年度は残りの路線を行う予定であるが、今年度と同様の理由により、全て行えない場合は、令和4年度に市費を多く投入してでも完了させる予定である。

- ・地区外の水道管工事について

今年度の工事業者は決定し、管の埋設は8月頃に完了する予定である。
7月頃に、開発区域内の水道管理設位置の確認を行いたい。

4 その他

【岩倉市】

次回の会議はいつ頃予定しているか。

【工務 G】

2か月後を目途に、調整事項があれば開催する予定である。

【三河港工事】

高桑県議に工事説明会について説明すると聞いたが、意見はあったか。また、出席予定はあるか。

【岩倉市】

意見はなかった。新型コロナウイルスの関係で、出席を遠慮いただくよう案内した。

明日、全員協議会で整地工事の業者決定についてと説明会について説明する。

以前、市が行った地区計画の説明会では、あまり意見が出なかった。

また、現在、埋蔵文化財発掘調査が行われている為、地元としては、既に工事が始まっているような感覚でいる。

そのため、説明会の出席者はそれほど多くはならないと想定されるが、会場の広さから説明側も人数を以下のとおり限定して欲しい。

三河港工事事務所 4名

岩倉市 4名

工務調整課 1名 (伊藤技師出席予定)

以上

第3回 岩倉川井野寄地区 事業連絡調整会議 (R2.6)

日時 令和2年6月18日(木) 13:30~

場所 自治センター12F 会議室

- 1 令和2年度 構成員の紹介
- 2 開発スケジュールの確認【工務G】
- 3 報告事項及び調整事項
 - (1) 企業庁造成工事について【三河港工事事務所】
 - ・工事説明会(7/18、7/19)について

 - ・許認可事務等
 - (2) 用地契約等について【用地・宅造資産G】
 - (3) 企業誘致関連について【企業誘致課】
 - (4) 市関連業務について【岩倉市】
 - ・埋蔵文化財発掘調査の進捗状況

 - ・産業廃棄物について

 - ・(都) 岩倉西春線の進捗状況
- 4 その他

令和2年度 岩倉川井野寄地区 事業連絡調整会議 構成員

所 属		役 職	氏 名	
愛知県企業庁	企業立地部 工務調整課	工務 グループ	課長補佐	麻生 亨
			課長補佐	森 匡孝
			技 師	伊藤 裕史
		用地・宅造資産 グループ	課長補佐	河合 孝行
			課長補佐	谷 亜由美
			主 事	田光 翔
		企画調整第一 グループ	課長補佐	尾関 健次
			主 査	岡田 芳忠
			主 事	大谷 亮太郎
	企業立地部 企業誘致課	企業誘致 グループ	担当副課長	谷口 宏司
			担当副課長	小嶋 隆之
			主 任	大西 一也
	三河港工事事務所 工務課	工務第一 グループ	課長補佐	森 治紀
			主 査	尾崎 隆都
			技 師	富田 敬之
岩倉市	建設部 企業立地推進室	専 門 監	中野 正明	
		主 幹	岡 茂雄	
		主 任	澤井 雅史	

欠席










欠席
欠席

岩倉川井野寄地区説明会 想定質問

質問	対応者	回答	備考
土砂搬入量はどれぐらいですか。		約71,200m ³ を予定しています。	
ダンプトラックは何台通過しますか。		ダンプトラック(5m ³ /台)14,240台分、1日あたり平均100台とします。天候条件や交通状況は日によって変わりますので、その日の状況を見て台数を減らす、中止する事もあります。	
土砂搬入の時期はいつになりますか。		発掘調査(～R3.4)の完了後に造成工に入ります。他工事の事例から、造成工は10ヶ月程度を予定しています。測量、仮設工など事前準備を考慮すると、搬入はR3年度6～7月頃からになります。	
工事は何時から何時まで行いますか。			
搬入時間はいつになりますか。		9時～17時とします。	
運搬台数の根拠は何ですか。		過去の工事事例を参考としています。	
工事車両による周辺の交通量への影響はありませんか。		通勤車両の少ない日中であり、過去の事例から日平均100台までであれば影響は少ないと考えています。	
地区内の道路はどうなりますか。		区域中央の市道南687号線は2車線に拡幅し、北側に歩道を通します。市道南691号線は水路を撤去し、6m幅の道路へ拡幅します。	
乗入れはどこになりますか。		全ての宅盤で市道南687号線に乗入れを造ります。	
土砂や資材の搬入口はどこになりますか。		R2年度中は発掘調査が続くため、野寄新道線からの搬入を予定しています。R3年度以降は基本的に岩倉西春線側からの進入としますが、岩倉西春線の拡幅工事の時期と重なるやむを得ない場合は、一時的に野寄新道線側からとします。	
土砂はどこから持ってきますか。			
ダンプトラックはどういう経路を通りますか。			
土砂の安全性はどう確認しますか。		購入土は10,000m ³ 毎に土壌分析試験を行い、結果が指定の条件に適合するものに限定しています。運搬経路、履歴、発着時間を記録します。	
防塵対策は何を行いますか。		散水車の使用を予定しています。	
水質調査はどこで行いますか。		現場内から発生する水はすべて仮沈砂池を介して野寄排水機場へ流します。仮沈砂池放流部、排水先水路の上流・下流の計3箇所を実施します。	
環境調査はどこで行いますか。		外周沿いの3箇所を実施する予定です。	
土日祝日は工事を行いますか。			
農道をダンプトラックが通る事はありますか。		東西の移動は現場内で行います。	
交通規制は行いますか。		通行止めの予定はありませんが、道路側溝の敷設に伴い、一時的に道路幅を狭める場合があります。野寄新道線については、十分な路肩があるので、現況の車道に影響することはないと想定しています。また、可能な限り区域内からの作業する事とし、道路上での作業は舗装復旧など最低限とします。	

	<p>工事による損害があった場合、補償はされますか。</p>		<p>家屋までは距離が確保されており、騒音、振動が強い作業は行いません。擁壁等の構造物が近接する箇所がありますので、施工時の保護、または一時的な撤去・復旧をする可能性があります。該当箇所の状況から判断して、従前の状態を記録する場合や、立会をお願いする事になります。</p>	
	<p>立地後の苦情はどこに連絡をすれば良いですか。</p>			
	<p>地元と企業で協定等を結びますか。</p>			
	<p>企業との意見交換の場はありますか。</p>			
	<p>立地企業が撤退した場合、その跡はどうなりますか。</p>		<p>引渡し後は立地企業の資産となるため、扱いは企業の意向次第になります。</p>	
	<p>税金はどれぐらい増えますか。</p>			
	<p>産業廃棄物が地中から見つかった場合の対応はどうなりますか。</p>			




会議状況報告書	報告者	令和2年11月19日 工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史
---------	-----	----------------------------------



決 裁 欄	工務調整課長 担当課長  課長補佐 (工務G)  課長補佐  主査  宇野  技師  課長補佐 (用地・宅造資産G)  課長補佐  主事 
-------------	--

会議の名称	岩倉川井野寄地区 廃棄物処理の旧地権者対応について
日時	令和2年11月18日 (水) 11時30分から
場所	自治センター12F 会議机大
出席者	岩倉市建設部 中野専門監 企業立地推進室 澤井主査 企業庁工務調整課 用地・宅造資産グループ 河合課長補佐、谷課長補佐 工務グループ 森課長補佐、伊藤 (報告者)

【目的】
 岩倉市が旧地権者へ廃棄物処理費用を請求する必要性について、弁護士相談をした結果の報告と今後についての事前相談。

【結果】
 ○市内部で方針について調整し、今後の事務フロー (案) を作成後、再度市から企業庁へ相談を行う。

【内容】 (市) 岩倉市、(宅) 用地・宅造資産G、(工) 工務G
 (市) 
 昨日 (11月17日) 弁護士相談を行った。
 結果、以下のとおり進める必要があるとの見解を得た。


(工) 旧地権者への請求は、何に基づいた立場で行うのか。
 (市) 昨年12月11日 (水) の弁護士相談時に、
 と確認している。

(宅) 廃棄物は地区内の2箇所で見つかり、そのうち1箇所は発見から1年以上経過しているが、請求権はまだあるのか。 [REDACTED]

(市) [REDACTED] 弁護士に確認する。 /

<産業廃棄物確認から処理指示までの流れ>

廃棄物確認箇所：(1) 野寄町中田17番、(2) 川井町萱野南14番

発見日：(1) 令和元年11月6日、(2) 令和元年12月16日

報告日：(1) 令和元年12月10日、(2) 令和2年1月21日

企業庁から市への

処理指示日：(1)、(2) 令和2年3月13日 (処理期限：令和3年6月30日)

以上

開港区域

箇所図



会議状況報告書

報告者

令和2年12月3日

工務調整課 工務G 氏名 伊藤 裕史

決
裁
欄

工務調整課長



担当課長



課長補佐
(工務G)



課長補佐



主査



技師



課長補佐
(用地・宅造資産G)



課長補佐



主事



課長補佐
(企画調整第一G)



主査



主事



会議の名称	岩倉川井野寄地区 第4回事業連絡調整会議について
日時	令和2年12月2日(木) 15時00分から
場所	自治センター12F 会議机
出席者	別紙のとおり

【目的】

事業スケジュールの確認と事業進捗状況の確認。

【要点】

- 埋文調査のうち発掘作業については、今年度中に完了予定である。✓
- 電柱の移設は、令和3年1月に実施予定である。✓
- ガス管の移設は、東邦ガス㈱へ依頼済。見積の提出時期は、年明け早々の見込み。工事は、令和3年2月に実施予定である。✓
- 産廃処理は、12月議会で予算を確保し令和3年3月末までに処理予定である。旧地権者へ処理費の請求を行う。詳細は弁護士相談中である。✓
- 埋文調査の現場調査は、雨天の影響で遅れ気味だが、年度内には完了する予定である。
- 市関連工事の(都)岩倉西春線の整備工事は、令和4年度までには完了する予定である。✓
- 公募手続きの結果、エントリー企業56社のうち申込企業は25社(製造5社、物流20社)であり、申込状況より全区画内定見込みとなった。✓
- 調整池南側の付替水路の敷地とその南側の民地の構造物が越境している件については、今年中に市が民地所有者の意向を確認し、再度調整する。✓
- 開発区域に隣接する井戸の水量が減った件については、五条川右岸浄化センターの工事の発注者である一宮建設事務所が当面は対応することとなった。✓

【内 容】（【工】工務G、【宅】用地・宅造資産G、【企】企画調整第一G、
【誘】企業誘致課、【三】三河港工事事務所、【市】岩倉市）

1 開発スケジュールの確認

別紙、スケジュール表のとおり。

2 報告事項及び調整事項

（1）企業庁造成工事について

【三】令和2年8月31日に現場着手し、これまで仮設工、構造物撤去工、排水工等を施工してきた。年度内は、調整池工を施工する予定である。

現在までの主な変更内容としては、以下の通り。

- ・市からの依頼により、調整池コンクリートブロックを、間知ブロックから環境配慮型のポーラスブロックへ変更。
- ・歩行者の安全対策のため、グレーチングの仕様と数量等の変更。
- ・開発区域西側に位置する避難所への案内看板の移設を追加。

埋蔵文化財発掘調査と整地工事の施工範囲が隣接している為、月に1回関係者を集めて、現場内の工程調整や安全管理等を目的とした定例会を行っている。年末年始の現場巡視については、現在調整中である。

【工】埋蔵文化財発掘調査で発生する仮置土に関連し、調整池部以外の起工測量をいつ頃実施し、仮置土すきとり作業の完了はいつ頃を想定しているか。

【三】起工測量は草刈りを実施後、令和3年5月頃に実施し、すきとり作業は令和3年度内には完了する予定である。

（2）支障物件（電柱・ガス）について

■電柱について

【市】電柱の撤去及び移設は、当初は年内に実施する予定であったが、工期の途中で工事抑制期間に入るため、調整の結果、令和3年1月から行うこととなった。発掘調査の支障となるため、区域の東寄りにある1本は先に撤去予定である。

【宅】移設する電柱は2本か。

【市】そうである。土地の無償譲渡を行うまでには、撤去及び移設は、完了している見込みである。

■ガス管について

【工】試掘調査の結果、調整池の放流管と緩衝することが確認されたガス管については、三河港工事事務所より東邦ガスへ移設依頼をしており、今後、東邦ガスより見積書が提出される予定であると聞いているが、東邦ガスからの見積書の提出はいつ頃の予定か。

【三】年末までに設計が終わり、金額が決まると聞いているため、年内か年明け早々には提出される予定である。

【工】ガス管の移設は当初予定していなかったことから、現在予算が確保されていない。予算を他の地区の補償費から転用する事務手続きが必要となる。現場関係の調整は、三河港工事事務所で対応し、契約や支払い手続きは用地・宅造資産

Gで対応をお願いする。

【宅】現場の工事スケジュールが決まったら教えて欲しい。そのスケジュールをもとに、契約や支払いのスケジュールを決めていく予定である。

【三】了解。

(3) 産業廃棄物処理について

【市】12月議会で予算を確保し、年明けには整地工事の請負者である大興・渡邊JVと随意契約を締結する予定である。産業廃棄物の処理期限は令和3年6月末であるが、令和3年3月末に処理を完了させる予定でいる。

【工】旧地権者への処理費用の請求状況についてはどうなったか。

【市】令和2年11月17日に弁護士相談をした結果、旧地権者へ処理費用を請求する方針となった。2人の旧地権者のうち、一方の旧地権者と令和2年11月20日に話し合いをした結果、

市長へ報告したところ概ねその方針で進めることとなった。

(もう1人の旧地権者に対しても、同様の対応をする予定である。)

土地の売買代金の1割を旧地権者に負担してもらうことについて、令和2年12月8日に再度弁護士相談を行う予定である。

【宅】弁護士相談では、合意書の件も相談する予定か。合意書は、2者(市、旧地権者)か3者(市、旧地権者、企業庁)のどちらで交わす予定か。

【市】それも含めて次の回の弁護士相談時に確認する。

【宅】合意書の案文をいただけないか。

【市】提供させていただく。

【工】弁護士相談の結果が、今後の廃棄物処理スケジュールに影響することはあるか。

【市】処理スケジュールには影響しない。

12月議会は、12月7日に議案質疑、12月10日に財務委員会、12月11日～15日に一般質問の予定であり、12月22日に閉会予定である。現状、補正予算について議会には理解は得られそうな感じである。

【工】廃棄物処理に要する概算費用はいくらか。

【市】約1.7億円の見込みである。

(4) 埋蔵文化財発掘調査について

【市】雨天影響で工程が遅れ気味であったが、体制の変更等により調査工程を見直し、年度内に現場作業を終えるよう進めているところである。ただし、遺物整理作業所の撤去が4月になってしまう可能性があるため、3月中に撤去を終えるよう担当課には指示している。(撤去作業は10日間程度。)

【工】今年10月に行った現地説明会を今年度中にもう1度開催する予定であると聞いているが、日程等は具体的に決まっているか。

【市】開催日は令和3年1月16日である。前回と見学範囲は変わるが、内容は前回と同様になると思われる。

【工】説明会に関する情報や資料は、早めにご提供いただきたい。

【市】了解。当日の資料は現在作成中だが、提供出来るものから提供させていただく。

(5) 市関連工事について

【市】開発区域の東側に隣接する（都）岩倉西春線の今年度工事は、令和2年9月末に契約し、令和3年3月中旬に完了予定である。

【工】工事は3か年（令和2、3、4年度）で行う予定か。発注時期は来年度以降もこの時期となるのか。

【市】国費が要望通りに付けば2か年の予定であり、最長で3か年となる。最終年度は、国費が要望通り付かなくても、市費を充てて完了するよう進める。今年は田への通水の関係で9月末契約となったが、来年度は舗装工事となるため、もう少し早めの発注となる見込みである。

【市】地区外の水道管布設工事は、3か年（令和2、3、4年度）で行う予定であり、今年度分の工事は完了した。

3 企業誘致関連について

【誘】令和2年10月1日～11月30日で分譲申込の受付を行ったところ、エントリー企業56社に対し、申込企業は25社で申込率は44.6%であった。内訳は製造5社、物流20社であり、申込状況から、全区画内定先が決定する見込みである。

【市】令和2年12月23日に企業選定について、審査委員会を行う予定である。

4 その他

■南側付替水路敷と民地との敷地境界について

【工】調整池南側の付替水路の敷地にその南側の民地の構造物が越境している件について、現在の調整状況を教えて下さい。

【市】整地工事の請負業者である大興・渡邊JVに越境を解消する方策を相談しているが、現状良い案がない状態である。しかし、年内には一度民地の所有者に話を聞きに行き、その構造物が民地の所有者の所有物であるのか、そうであれば越境していることを踏まえてどうしたいかを確認する予定である。

その結果を踏まえて、三河港工事事務所と用地・宅造資産Gと再度調整させていただく予定である。

■調整池西側の井戸について

【工】調整池西側にある畑内に井戸があることが確認された件について、状況の説明をお願いします。

【市】令和2年11月16日に、井戸（H=約10m）の所有者から市へ「調整池の掘削作業を開始した頃から井戸の水が出にくくなった。」と相談があった。調整池部は昨年度から埋蔵文化財発掘調査でも掘削を行っていること、田面からの掘削面が浅いため、整地工事が原因とは考えにくいと回答した。

令和2年11月26日に現地にて、所有者、三河港工事事務所、大興・渡邊JV、市が立会い、井戸の水の出を確認したところ、水の出は悪かった。

周辺を確認したところ、開発区域北西にある五条川右岸浄化センターの工事でディープウェル工法を実施していることが分かったため、市が令和2年11月27日に発注元である一宮建設事務所に状況説明と相談を行った。

その結果、五条川右岸浄化センターの工事が影響している可能性があることから、工事期間中（令和3年度まで）は、一宮建設事務所が仮設のタンク等を設

置し、配水車にて供給するような対応を検討することとなった。また、浄化センターの工事完了後も影響が出るようであれば、そのとき再度検討することとなった。

■承認工事範囲の部分引渡しについて

【工】先日、ガス管と緩衝する放流管を含めた承認工事範囲の部分引渡しについて、事務所内で検討するとの話であったが、どうなったか。

【三】詳細なスケジュールは未だ決まっていないが、来年度前半頃を目途に行いたいと考えている。そのため、承認工事範囲の変更内容が整理出来次第、変更契約を行う予定である。

【工】設計変更審査会はいつ頃を予定しているか。

【三】来年度の早期の変更審査会を予定している。

■次回の連絡調整会議について

【工】次回の調整会議は年度内に開催する予定である。

以上

第4回 岩倉川井野寄地区 事業連絡調整会議 (R2.12)

日 時 令和2年12月2日(水) 15:00～

場 所 自治センター12F 工務調整課テーブル

前回会議及び会議以降の調整内容

整地工事と埋文調査間のスケジュールや現場内利用の調整、
支障物件(電柱・ガス)の対応、産業廃棄物処理のスケジュール、
南側付替水路敷と民地との敷地境界の処理

1 開発スケジュールの確認【工務G】

2 報告事項及び調整事項

(1) 企業庁造成工事について【三河港工事事務所】

(2) 支障物件(電柱・ガス)について【岩倉市】【工務G】

(3) 産業廃棄物処理について【岩倉市】

(4) 埋蔵文化財発掘調査について【岩倉市】

(5) 市関連工事【岩倉市】

3 企業誘致関連について【企業誘致課】

4 その他

令和2年度 岩倉川井野寄地区 事業連絡調整会議 構成員

所 属			役 職	氏 名	出 欠
愛知県企業庁	企業立地部 工務調整課	工務 グループ	課長補佐	麻生 亨	出席
			課長補佐	森 匡孝	出席
			技 師	伊藤 裕史	出席
		用地・宅造資産 グループ	課長補佐	河合 孝行	出席
			課長補佐	谷 亜由美	出席
			主 事	田光 翔	出席
		企画調整第一 グループ	課長補佐	尾関 健次	欠席
			主 査	岡田 芳忠	出席
			主 事	大谷 亮太朗	出席
	企業立地部 企業誘致課	企業誘致 グループ	担当副課長	谷口 宏司	出席
			担当副課長	小嶋 隆之	出席
			主 任	大西 一也	出席
	三河港工事事務所 工務課	工務第一 グループ	課長補佐	森 治紀	出席
			主 査	尾崎 隆都	出席
			技 師	富田 敬之	出席
岩倉市	建設部	企業立地推進室	専 門 監	中野 正明	出席
			主 幹	岡 茂雄	欠席
			主 査	澤井 雅史	出席

